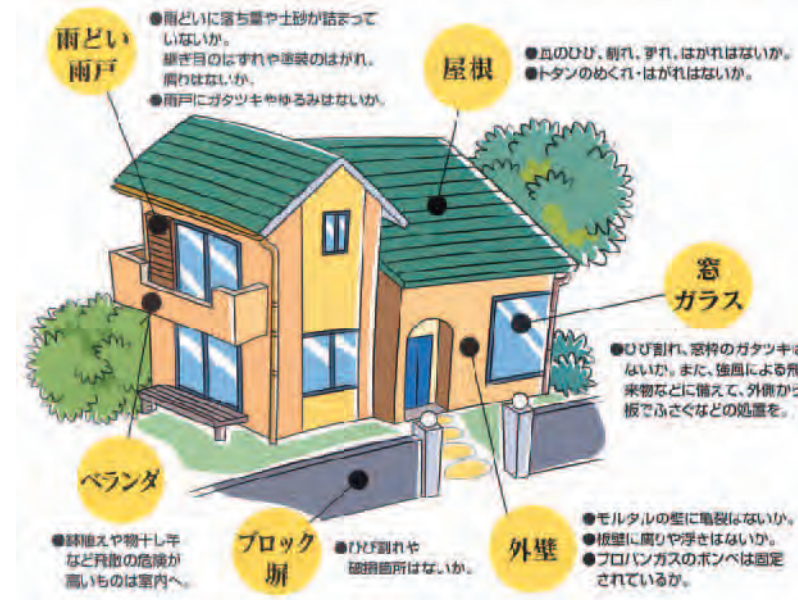


梅雨・台風時期の災害に備えましょう

家の内外の風水害対策



長雨などによる地すべりやがけ崩れ、台風による高潮浸水被害などが心配される季節になりました。防災意識をあらためて持ち、家庭や自治会などで事前の防災対策をしておきましょう。

『防災マップ』をご確認ください！



避難場所などについては、各世帯に配布されている地区の『防災マップ』に掲載していますので、家族みんなで確認しましょう。

避難するときの心がけ

- **早めの避難**
避難指示などが出されたときはもちろんですが、危険を感じたら早めに避難しましょう。
- **火の元の確認**
避難するときは、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓は締めましょう。(停電の状態のまま避難すると、電気やガスが復旧したときに火災の原因となります。)
- **隣近所にひと声かけましょう**
お互いに声をかけ合い、高齢者や体の不自由な人の手助けをしましょう。
- **運動靴とリュックサック**
脱げにくい運動靴などで、リュックに非常持ち出し品を入れ、避難しましょう。



あなたは大丈夫ですか？ 日ごろの備えが大事です

非常持ち出し品をチェック！

- 懐中電灯・ラジオ (予備電池も忘れずに)
- 水・食料 (缶切り不要の缶詰やすぐに食べられるもの)
- 救急医薬品 (風邪薬、胃腸薬、ばんそうこう、生理用品)
- タオル・ティッシュ (せっけん、ウエットティッシュ)
- 衣類 (靴下、下着)
- 生活用品 (シート、ビニール袋、筆記用具)
- 貴重品 (現金、健康保険証、免許証、印かん)

災害が起きたときは 最寄りの各総合支所へご連絡ください

通常はTEL.050-3381-51△△の番号へ。つながりにくい場合は 下段の番号 (TEL.0957-△△-〇〇〇〇) へおかけください。

日時、場所、被災者の名前、被災状況および連絡先をお知らせください。

深江町 TEL.050-3381-5120 (TEL.0957-72-2111)	北有馬町 TEL.050-3381-5160 (TEL.0957-84-3111)
布津町 TEL.050-3381-5130 (TEL.0957-72-3111)	南有馬町 TEL.050-3381-5170 (TEL.0957-85-3111)
有家町 TEL.050-3381-5140 (TEL.0957-82-3300)	口之津町 TEL.050-3381-5180 (TEL.0957-86-2111)
西有家町 TEL.050-3381-5151 (TEL.0957-82-3000)	加津佐町 TEL.050-3381-5190 (TEL.0957-87-2001)

災害対策本部 TEL.050-3381-5000 (TEL.0957-82-3000)

あなたの一票で日本が変わる

第21回 参議院議員 通常選挙

7月29日(日)は任期満了による参議院議員通常選挙の投票日です。参議院議員通常選挙は『選挙区選挙』と『比例代表選挙』の2種類の投票を行います。

皆さんの意思を国政に反映させる大切な選挙ですので、必ず投票しましょう。

■ 公示日 / 平成19年7月12日(木)

■ 投票日 **平成19年7月29日(日)**

※投票所については、変更ありません。

■ 投票時間 午前7時～午後8時

■ 期日前投票 7月13日(金)～28日(土)

上記期間の、午前8時30分から午後8時までの毎日、南島原市役所および各総合支所(北有馬町はピロティー文化センター日野江)で投票できます。

■ 期日前投票・不在者投票ができます！

投票は、投票日に投票所で行うのが原則ですが、次のような理由で都合の悪い人は、投票日の前に期日前投票・不在者投票をすることができます。

- ① 仕事の予定のある人や冠婚葬祭を催す予定のある人
- ② レジャーや買い物などで、投票日に投票区外に出かける人
- ③ 病気やケガ、妊娠などの理由で歩行が困難な人

■ 不在者投票について

● **ほかの市町村で**

滞在中のほかの市町村でも不在者投票ができます。

● **病院などで**

県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院・入所中の方で一定の要件に該当する場合は、施設の管理者に申し出られると、その施設の中で不在者投票をすることができます。

● **ご自宅で**

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人で一定の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証の要介護区分が要介護5の人は、自宅などで投票し郵便でこれを送ることができます。

■ 投票所入場券をご確認ください！

投票所入場券は、7月13日(金)に自治会長さんを通じて配布する予定です。投票の際は忘れずにお持ちください。

■ 他の市町村へ転出される人は

これから他の市町村へ転出される人は、次の方法で投票することができます。

参議院議員通常選挙の選挙区選挙の場合、下記の(1)、(2)いずれの方法においても長崎県選挙区の選挙の投票となります。ただし、転出先の市町村の選挙人名簿に登録された方を除きますので、転出先の市町村選挙管理委員会に登録の有無をご確認下さい。

(1) 南島原市での投票

- 投票日当日は 南島原市の投票所
- 投票日の前日までは 南島原市の期日前投票所

(2) 転出先の市町村での投票

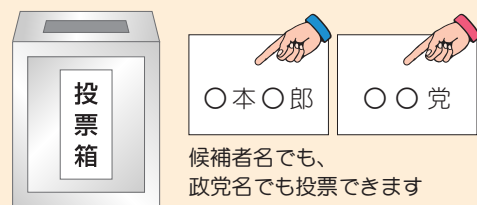
- 投票日の前日までに、転出先の市町村の選挙管理委員会で不在者投票。

参議院比例代表選挙(非拘束名簿式)のしくみ

1 公示



2 投票



3 開票

〇〇党の総得票数 = 〇〇党候補者個人の得票数 + 政党名の得票数

△△党の総得票数 = △△党候補者個人の得票数 + 政党名の得票数

各政党の総得票数に応じて議席を比例分配し、候補者ごとの得票数の順に当選人が決定

4 結果

〇〇党 400万票	△△党 300万票
当 〇山〇太 120万票	当 △野△代 90万票
当 〇田〇江 100万票	当 △水△一 70万票
当 〇本〇郎 80万票	△木△子 50万票
〇川〇子 60万票	△中△治 30万票
政党名の投票 40万票	政党名の投票 60万票
3人当選	2人当選

当選人の決め方

1. 政党の得票総数に基づいてドント方式により、各政党の当選人の数が決まります。なお、政党の得票総数は、候補者個人の得票と政党名の得票を合算したものです。
2. 各政党に分配された当選人のなかで、得票数のもっとも多い候補者から順次当選人が決まります。

みんなで投票、みんなで参加、あなたの一票を大切に。

■ お問い合わせ

南島原市選挙管理委員会 ☎050-3381-5020